

令和2年6月15日

保護者様

各務原市教育委員会  
各務原市立川島小学校長

新型コロナウイルス感染及び感染拡大予防における対応について（お願い）

日頃より、学校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。分散（隔日）登校による学校が再開され、子どもたちの元気な姿や笑顔が学校に戻ってきました。

6月1日または2日に配付させていただきました「学校の感染予防に対する対応について」を通じて、保護者の皆様にはお子様のご家庭での健康管理や体調不良等の場合の自宅休養をお願いしているところです。

感染及び感染拡大防止の観点から、お子様が風邪症状や体調不良等の場合、濃厚接触者と認定された場合、感染が判明した場合等について、原則下記のような対応となりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 お子様に風邪症状や体調不良等が見られる場合
  - ・発熱等風邪症状や体調不良等がある場合は自宅療養、必要に応じて医療機関の受診をお願いします。この場合、「出席停止」とし、欠席にはなりません。症状が回復し、全身状態が良くなった後、登校するようお願いします。
  - ・症状が続く場合は、医療機関の受診や医療機関の指示等による接触者相談センター（岐阜保健所（058-380-3004））への相談をお願いします。
- 2 ご家族に風邪症状や体調不良等が見られる場合
  - ・お子様との接触を可能な限り減らすとともに、お子様の体調等に注視するようお願いします。なお、感染拡大の心配がある場合は登校を控えてください。この場合も「出席停止」とします。
- 3 お子様で濃厚接触者と認定された場合
  - ・濃厚接触者と認定された日から「出席停止」とします。
- 4 お子様の同居家族が濃厚接触者と認定された場合
  - ・濃厚接触者と認定された日から「出席停止」とします。
- 5 お子様の感染が判明した場合
  - ・感染が判明した日から「出席停止」とします。ただし、判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日からとします。
- 6 児童生徒の感染が判明した場合
  - ・必要な期間、児童生徒の在籍学校を「臨時休業」とします。

※どの場合においても「出席停止」の期間については、保健所の指示、主治医、学校医等との相談の上、状況に応じて決定されますのでご理解いただきますようお願いいたします。

※教職員についても同様の対応をします。

※今後もお子様の免疫力を低下させないよう、ご家庭での十分な睡眠、バランスのとれた食事等についてご配慮をお願いします。